令和８年１０月７日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和７年（ワ）第７００８９号　特許権侵害損害賠償請求事件

口頭弁論終結日　令和８年７月２日

判　　決

原　　告	Ｆｕｔｕｒｅ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ株式会社
同訴訟代理人弁護士	高　橋　雄一郎
	金　森　　毅
同訴訟代理人弁理士	望　月　尚　子
	徳　永　　肇
	佐　藤　高　弘
被　　告	双日株式会社
同訴訟代理人弁護士	吉　田　和　彦
	高　石　秀　樹
同補助参加人	フィリップ・モリス・ジャパン合同会社
同代表者業務執行社員	フィリップモリスプロダクツエスアー
同訴訟代理人弁護士	本　多　広　和
	江　幡　奈　歩
	岩　間　智　女

同訴訟復代理人弁護士　豊　田　祐　介

同訴訟代理人弁理士　藤　　拓　也

石　原　俊　秀

同訴訟復代理人弁理士　末　広　尚　也

大　川　　亮

主　　文

１　原告の請求を棄却する。

２　訴訟費用（補助参加により生じた費用を含む。）は原告の負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

被告は、原告に対し、１０００万円及びこれに対する令和６年１１月１３日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

第２　事案の概要

１　事案の要旨

本件は、発明の名称を「被加熱芳香カートリッジ」とする特許（特許第７５８７３３１号。以下「本件特許」という。）に係る特許権（以下「本件特許権」という。）を有する原告が、別紙被告製品目録記載の各製品（以下「被告製品」という。）は本件特許の請求項１に記載された発明（以下「本件発明」という。）の技術的範囲に属し、被告による被告製品の輸入、販売等は本件特許権を侵害すると主張して、被告に対し、民法７０９条に基づき、損害賠償金１０００万円（特許法１０２条２項により算定される損害額及び弁護士費用の一部請求）及びこれに対する令和６年１１月１３日（本件特許権設定登録日の翌日）から支払済みまで民法所定の年３％の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

２　前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

⑴　当事者等

ア　原告は、雑貨（ノンニコチンスティック等）商品の企画、製造、販売に関する事業等を目的とする株式会社である。

イ　被告は、たばこ等の輸出入及び売買等を目的とする株式会社である。

ウ　被告補助参加人は、たばこの輸入及び販売等を目的とする合同会社である。

⑵　本件特許権

ア　原告は、以下の本件特許権を有している（本件特許出願の願書に添付された明細書及び図面を「本件明細書」といい、本件明細書の発明の詳細な説明中の段落番号を【０００１】などと、図面を【図１】などと記載する。）。（甲１）

特許番号　　特許第７５８７３３１号

発明の名称　被加熱芳香カートリッジ

出願日　　令和６年１０月３日

出願番号　　特願２０２４－１７３９９７

分割の表示　特願２０２０－２４７１の分割

原出願日　　令和２年１月９日

登録日　　令和６年１１月１２日

イ　原告は、令和７年７月２４日、本件特許について訂正審判を請求した。（甲９、１０）

ウ　本件特許の特許請求の範囲の請求項１の記載は以下のとおりである（なお、下線部は上記訂正審判請求により訂正請求された部分である。以下、訂正審判請求後の請求項１に記載された発明を「本件訂正発明」という。）。

被加熱芳香発生源の長手方向にマウスピースが着接され、筒状体である被加熱芳香カートリッジ外装部材に収納され、

前記マウスピースは、支持部材、冷却部材、フィルター部材から構成さ

れ、前記被加熱芳香発生源側から長手方向に前記支持部材、前記冷却部材、前記フィルター部材の順で配備され、

前記被加熱芳香発生源に対して前記支持部材とは反対側の端部にカバーを備え、

前記冷却部材と前記フィルター部材が筒状の巻物であるマウスピースラッピング部材で巻装されて一体化され、

前記被加熱芳香発生源は、角柱状の被加熱芳香発生基材を被加熱芳香発生基材ラッピング部材の長手方向に載置して巻き上げたものであり、前記被加熱芳香発生源の長手方向の断面視において、気体流路が形成され、

前記気体流路は、前記被加熱芳香発生基材が集合して形成された被加熱芳香発生基材凝集体の内部において前記被加熱芳香発生基材の位置ずれによる一次凝集体流路、前記被加熱芳香発生基材凝集体間に生じる二次凝集体流路、前記被加熱芳香発生基材と前記被加熱芳香発生基材ラッピング部材との空間である基材－ラッピング部材気体流路を有する、

ことを特徴とする、被加熱芳香カートリッジ。

エ　本件訂正発明を構成要件に分説すると、次のとおりとなる（以下、分説した構成要件をその符号に従い「構成要件Ａ」などという。）。

Ａ　被加熱芳香発生源の長手方向にマウスピースが着接され、筒状体である被加熱芳香カートリッジ外装部材に収納され、

Ｂ　前記マウスピースは、支持部材、冷却部材、フィルター部材から構成され、前記被加熱芳香発生源側から長手方向に前記支持部材、前記冷却部材、前記フィルター部材の順で配備され、

Ｇ　前記被加熱芳香発生源に対して前記支持部材とは反対側の端部にカバーを備え、

Ｃ　前記冷却部材と前記フィルター部材が筒状の巻物であるマウスピースラッピング部材で巻装されて一体化され、

Ｄ　前記被加熱芳香発生源は、角柱状の被加熱芳香発生基材を被加熱芳香発生基材ラッピング部材の長手方向に載置して巻き上げたものであり、前記被加熱芳香発生源の長手方向の断面視において、気体流路が形成され、

Ｅ　前記気体流路は、前記被加熱芳香発生基材が集合して形成された被加熱芳香発生基材凝集体の内部において前記被加熱芳香発生基材の位置ずれによる一次凝集体流路、前記被加熱芳香発生基材凝集体間に生じる二次凝集体流路、前記被加熱芳香発生基材と前記被加熱芳香発生基材ラッピング部材との空間である基材－ラッピング部材気体流路を有する、

Ｆ　ことを特徴とする、被加熱芳香カートリッジ。

⑶　被告の行為

被告は、被告製品を日本国内に輸入し、日本国内で販売又は販売の申出をしている。

⑷　被告製品の構成（甲６、１６）

被告製品は、フィリップ・モリス（被告製品の製造元であるフィリップモリスプロダクツエスアー、被告補助参加人、及びその関連会社を含む。）が販売する電気加熱式喫煙器具「ＩＱＯＳ　ＩＬＵＭＡ」に挿入して用いられる専用のタバコスティックである。

被告製品の外観は、別紙写真目録記載１のとおりであり、被告製品の巻紙を切り開き、分解した場合の構成は、同目録記載２のとおりであり、部材Ｂ（たばこ部分）を長手方向に垂直な面で切断した断面は、同目録記載３のとおりであり、少なくとも以下の構成を有している。

ｂ　たばこ部分側からたばこ部分の長手方向にエアフローチャンバー、冷却プラグ及びフィルタが、この順でそれぞれ隣接するものどうし接触して配置され、

ｇ　マウスピースと反対側の端部に「フロントシール」と呼ばれる部材が

配置されている

ｆ　加熱式たばこスティック。

⑸　先行文献

本件特許の原出願日前に頒布された刊行物として、以下のものが存在した。

ア　公開特許公報（特開２０１９－１１８３１７公報。令和元年７月２２日公開。丙２０。以下「丙２０公報」といい、丙２０公報に記載された発明を「丙２０発明」という。）

イ　公表特許公報（特表２０１４－５１５９３７公報。平成２６年７月７日公表。丙２１。以下「丙２１公報」といい、丙２１公報に記載された発明を「丙２１発明」という。）

ウ　公表特許公報（特表２０１８－５２２５３９公報。丙２５。平成３０年８月１６日公表。以下「丙２５公報」といい、丙２５公報に記載された発明を「丙２５発明」という。）

３　争点

⑴　被告製品が本件発明の技術的範囲に属するか（争点１）

ア　構成要件Ａの充足性（争点１－１）

イ　構成要件Ｂの充足性（争点１－２）

ウ　構成要件Ｃの充足性（争点１－３）

エ　構成要件Ｄの充足性（争点１－４）

オ　構成要件Ｅの充足性（争点１－５）

⑵　本件発明に係る無効の抗弁の成否（争点２）

ア　分割要件違反を前提とする新規性欠如（争点２－１）

イ　明確性要件違反（争点２－２）

ウ　サポート要件違反（争点２－３）

エ　実施可能要件違反（争点２－４）

オ　丙２０発明を主引例とする新規性・進歩性欠如（争点２－５）

⑶　訂正の再抗弁の成否（争点３）

被告製品が本件訂正発明の技術的範囲に属するか

⑷　本件訂正発明に係る無効の再々抗弁の成否（争点４）

丙２０発明を主引例とする新規性欠如

⑸　損害の発生及びその額（争点５）

４　争点に関する当事者の主張

⑴　争点１－１（構成要件Ａの充足性）について

（原告の主張）

ア　被告製品の構成

被告製品は以下の構成を有する。

構成ａ　たばこ部分、エアフローチャンバー及び冷却プラグの一部は巻紙Ｆに巻かれ、冷却プラグの一部及びフィルタは巻紙Ｇに巻かれ、巻紙Ｆと巻紙Ｇの重複部分は糊付けされて互いに接着しており、接着された巻紙Ｆと巻紙Ｇは円筒状であり、

構成ｂ　たばこ部分側からたばこ部分の長手方向にエアフローチャンバー、冷却プラグ及びフィルタが、この順でそれぞれ隣接するものどうし接触して配置され、

構成ｃ　冷却プラグの一部とフィルタは、巻紙Ｇによって円筒状に巻かれ、

構成ｄ　たばこ部分には、矩形の上底面と下底面を有する柱状のたばこ基材が巻紙Ｂの長手方向に並列して配置され、巻紙Ｂに巻かれており、たばこ部分の長手方向の断面視において、複数の隙間が形成され、

構成ｅ　前記複数の隙間は、①複数のたばこ基材が集合して形成されたたばこ基材積層体の内部においてたばこ基材が位置ずれすることで生じた位置ずれ隙間、②たばこ基材積層体間に生じた積層体間隙間、③たばこ基材と巻紙Ｂとの間の周辺隙間を有する、

構成ｆ　加熱式たばこスティック。

イ　被告製品のたばこ部分は、加熱されることで芳香を伴うエアロゾルを発生するので構成要件Ａの「被加熱芳香発生源」に該当する。

また、エアフローチャンバー、冷却プラグ及びフィルタは、まとめて「マウスピース」に該当する。

そして、たばこ部分の長手方向にエアフローチャンバー、冷却プラグ及びフィルタが配置されるとともに、たばこ部分とエアフローチャンバーが接触して配置されているため、「被加熱芳香発生源の長手方向にマウスピースが着接され」ている。そして、エアフローチャンバー、冷却プラグ及びフィルタは、「重複部分は糊付けされて互いに接着」された「巻紙Ｆと巻紙Ｇ」に円筒状に巻かれており、「重複部分は糊付けされて互いに接着された」「巻紙Ｆと巻紙Ｇ」は「筒状体」である「被加熱芳香カートリッジ外装部材」に該当する。

さらに、エアフローチャンバー、冷却プラグ及びフィルタは、巻紙Ｆと巻紙Ｇに「巻かれている」ため、巻紙Ｆと巻紙Ｇに「収納され」ている。

よって、被告製品は構成要件Ａを充足する。

（被告及び被告補助参加人の主張）

ア　被告製品の構成のうち、構成ａ、ｃないしｅは否認する。

イ　【００８５】の記載によれば、本件発明の被加熱芳香カートリッジは、被加熱芳香発生源及びマウスピース、並びに、マウスピースを構成する支持部材、冷却部材、及びフィルター部材のそれぞれを交換して使用することができることが前提となっていることから、「被加熱芳香カートリッジ外装部材」は、その内部に被加熱芳香発生源及びマウスピース、並びに、マウスピースを構成する支持部材、冷却部材及びフィルター部材を入れて、一定の使用後に各部材を交換できるような外装部材である。また、被加熱芳香カートリッジ外装部材は、このように内部の各部材を交換する構成であることから、被加熱芳香発生源及びマウスピース、並びにマウスピース

を構成する支持部材、冷却部材及びフィルター部材の全てを収納するカートリッジの全長にわたる部材である。

これに対し、被告製品のカートリッジを巻いている巻紙Ｆと巻紙Ｇは、いわば単なる「紙」であり、かつ、巻紙の長辺の両端部及び巻紙Ｆと巻紙Ｇの重複部分は糊付けされて互いに接着し、着脱可能に接続しているわけではなく、また、被加熱芳香カートリッジ外装部材だけを残して収納された各部材を交換するものではないし、二つの部材であってカートリッジの全長にわたる一つの部材でもない。

したがって、巻紙Ｆと巻紙Ｇは「筒状体」である「被加熱芳香カートリッジ外装部材」に該当しない。

よって、被告製品は、構成要件Ａを充足しない。

⑵　争点１－２（構成要件Ｂの充足性）について

（原告の主張）

【００６９】によれば、「支持部材」とは、「被加熱芳香発生基材及び被加熱芳香発生源のマウスピース側への移動を防止する」ものをいうところ、たばこ部分とエアフローチャンバーは隣接し接触して配置されていることから、たばこ部分がたばこ部分の長手方向に移動しようとしても、エアフローチャンバーによってその移動が妨げられる。そのため、エアフローチャンバーはたばこ部分を「支持」する「支持部材」に該当する。また、冷却プラグは「冷却部材」に、フィルタは「フィルター部材」に該当する。

そして、エアフローチャンバー、冷却プラグ及びフィルタは、たばこ部分に対してフィルタ側にあるから、これらはまとめて口で咥える「マウスピース」に該当する。

よって、被告製品は構成要件Ｂを充足する。

（被告及び被告補助参加人の主張）

【００６９】からすれば、支持部材は、喫煙時に吸引することによって、

被加熱芳香発生基材及び被加熱芳香発生源がマウスピース側へ移動することを前提に、その移動を防止するための部材であると解されるところ、被告製品のたばこ基材は、帯状のタバコ（キャストリーフ）が捲縮された状態で巻紙Ｂに包まれ、一体となって存在しており、喫煙時の吸引程度でエアフローチャンバーの方向へ移動することは考え難い。しかも、巻紙Ｂは、巻紙Ａ及び巻紙Ｃと共に巻紙Ｆに巻かれ、巻紙の長辺の両端部及び巻紙Ｆと巻紙Ｇの重複部分は糊付けされて互いに接着しているのであって、その点でも、エアフローチャンバーの方向へ移動することは到底あり得ず、エアフローチャンバーがたばこ部分を支持していないのであるから、エアフローチャンバーは支持部材に該当しない。

よって、被告製品は構成要件Ｂを充足しない。

⑶　争点１－３（構成要件Ｃの充足性）について

（原告の主張）

上記⑵（原告の主張）のとおり、冷却プラグは「冷却部材」、フィルタは「フィルター部材」に該当し、巻紙Ｇは「マウスピース」に含まれる冷却プラグの一部とフィルタを巻くものであるから「マウスピースラッピング部材」に該当する。

なお、上記⑴（原告の主張）のとおり、巻紙Ｇは巻紙Ｆと併せて被加熱芳香カートリッジ外装部材に該当するが、「被加熱芳香カートリッジ外装部材」と「マウスピースラッピング部材」は、ともに、外装部材ないしラッピング部材であって、本件発明の発明特定事項に照らすと、前者の部材が後者の部材を兼ねる態様が排除されているとはいえず、被加熱芳香カートリッジ外装部材」と「マウスピースラッピング部材」とは全く同じ部材では足りないが、一部共通であっても構わないといえることから、巻紙Ｇが被加熱芳香カートリッジ外装部材を兼ねていたとしても構成要件Ｃの充足性に影響するものではない。

よって、被告製品は構成要件Ｃを充足する。

（被告及び被告補助参加人の主張）

【００７８】からすれば、マウスピースラッピング部材は、被加熱芳香カートリッジ外装部材の内側で各部材を巻装するものであり、被加熱芳香カートリッジ外装部材とは別個の部材であるというべきである。

上記⑴（原告の主張）のとおり巻紙Ｇが　「被加熱芳香カートリッジ外装部材」を構成するのであれば、「マウスピースラッピング部材」には該当せず、「マウスピースラッピング部材」に該当するのであれば、「被加熱芳香カートリッジ外装部材」には該当しない。

また、巻紙Ｇは、冷却プラグ及びフィルタのみを巻いて固定しているわけではなく、「前記冷却部材と前記フィルター部材が筒状の巻物であるマウスピースラッピング部材で巻装されて一体化され」ているものではないし、巻紙Ｇは冷却プラグの一部及びフィルタに対応する部分に存在するにすぎないことから、冷却プラグとフィルタが巻紙Ｇで巻装されているとはいえない。

よって、被告製品は構成要件Ｃを充足しない。

⑷　争点１－４（構成要件Ｄの充足性）について

（原告の主張）

ア　構成要件Ｄの「長手方向に載置して巻き上げた」について、結果的に角柱状の被加熱芳香発生基材が被加熱芳香発生基材ラッピング部材に巻き上げられていれば足り、「長手方向に載置して」とは角柱状の被加熱芳香発生基材が被加熱芳香発生基材ラッピング部材の長手方向に並んでいることを規定しているにすぎない。そのため、構成要件Ｄはプロダクト・バイ・プロセスクレームに該当しない。

イ　上記⑴（原告の主張）のとおり、たばこ部分は被加熱芳香発生源に該当し、たばこ基材は「矩形の上底面と下底面を有する柱状」であるところ、上底面と下底面がいずれも矩形であるような柱は「角柱」であるから、た

ばこ基材は「角柱状」である。また、巻紙Ｂは「被加熱芳香発生基材」であるたばこ部分を巻いている部材であるから、「被加熱芳香発生基材ラッピング部材」に該当する。そして、被告製品のたばこ基材は、巻紙Ｂの長手方向に並列して配置され、巻紙Ｂに巻かれているから、巻紙Ｂに巻かれた状態の部材Ｂは、「被加熱芳香発生基材を被加熱芳香発生基材ラッピング部材の長手方向に載置して巻き上げたもの」に該当する。さらに、たばこ部分の長手方向の断面視において、たばこ部分には複数の隙間が形成されているところ、これらの複数の隙間には気流が通るから、隙間は「気体流路」に該当する。

よって、被告製品は構成要件Ｄを充足する。

（被告及び被告補助参加人の主張）

ア　構成要件Ｄの「長手方向に載置して巻き上げた」について、「載置して」及び「巻き上げた」との記載はいずれも動作・製法を示す動詞であるから、プロダクト・バイ・プロセスクレームである。仮にプロダクト・バイ・プロセスクレームではないとしても、被加熱芳香発生源は被加熱芳香発生基材を「載置して」「巻き上げた」との過程を経て得られる構成であると解すべきである。

被告製品の製造において、ばらばらな基材を並べるどころか、基材を巻紙Ｂに「載せて置く」という過程もないし、巻紙Ｂはたばこ材料のシートへ巻く段階では「連続シート」であり、かつ所定の長さのロッドに切断されていないから、その「長辺方向」も観念することができない。

イ　被告製品のたばこ基材は、前記のとおり、帯状のタバコ（キャストリーフ）が捲縮された状態で巻紙Ｂに包まれており、製品の状態では細長い細片となってはいないから、「柱状」でもなく、あらかじめ裁断（細断）されたものでもない。柱状ではないから、角柱状ともいえないし、帯状の基材の「上底面と下底面」というものが仮に観念できるとしても、それが「矩

形」であるとは到底いえない。

ウ　「長手方向に載置して」との文言上は、タバコスティックの長手方向が被加熱芳香発生基材ラッピング部材の長手方向（長辺方向）と垂直に置かれるか並行に置かれるか、いずれの解釈も十分に成り立つのであり、いずれであるかが合理的に特定されなければ、技術的範囲が画定されないのであるから、被告製品が構成要件Ｄを充足しているとはいえない。

エ　よって、被告製品は構成要件Ｄを充足しない。

⑸　争点１－５（構成要件Ｅの充足性）について

（原告の主張）

上記⑴（原告の主張）のとおり、被告製品には「位置ずれ隙間」、「積層体間隙間」、「周辺隙間」が存在するところ、①「位置ずれ隙間」は、積層体内部でたばこ基材が位置ずれすることで形成された隙間であるから、「一次凝集体流路」に該当する。②「積層体間隙間」は、複数の積層体との間に形成された隙間であるから、構成要件Ｅの「二次凝集体流路」に該当する。③「周辺隙間」は、「たばこ基材と巻紙Ｂとの間」に形成された隙間であるから、構成要件Ｅの「基材－ラッピング部材気体流路」に該当する。

よって、被告製品は構成要件Ｅを充足する。

（被告及び被告補助参加人の主張）

ア　「被加熱芳香発生基材凝集体」は、少なくとも、構成要件Ｅの「一次凝集体流路」及び「二次凝集体流路」がどの部分を指すのかを特定するために、明確に特定される必要があるところ、「被加熱芳香発生基材凝集体」について記載されている本件明細書の【図４】をみても、どの基材をもって一つの被加熱芳香発生基材凝集体を構成するといえるのかが全く特定されていないし、一次凝集体流路とされる被加熱芳香発生基材凝集体の内部の意味も不明確である。また、被加熱芳香発生源は、側面を少し押すなどすれば容易に内部の被加熱芳香発生基材が移動することは明らかであり、こ

れにより一次凝集体流路、二次凝集体流路、さらには基材－ラッピング部材気体流路も容易に変わってしまう。

このようにきわめて曖昧な「被加熱芳香発生基材凝集体」「一次凝集体流路」「二次凝集体流路」「基材－ラッピング部材気体流路」といった要素について、各製品のどの部分がそれぞれに該当するのかを特定することは、不可能である。

イ　被告製品のたばこ基材は「複数のたばこ基材」ではなく、被告製品は、複数のたばこ基材を層となるように積み重ねていないから、「たばこ基材積層体」を有さず、また、たばこ基材積層体の内部で「たばこ基材が位置ずれする」こともないから、「たばこ基材積層体間」も観念することはできない。

ウ　よって、被告製品は構成要件Ｅを充足しない。

⑹　争点２－１（分割要件違反を前提とする新規性欠如）について

（被告及び被告補助参加人の主張）

ア　分割要件違反

本件特許の原出願の当初明細書（以下「原出願当初明細書」という。）の記載内容は、本件明細書と実質的に同一である。

原出願当初明細書の記載によれば、原出願に係る発明の課題解決手段である「芳香源材、エアロゾルフォーマ、及び、熱融解物質を少なくとも含み、前記芳香源材が前記熱融解物質に混入された芳香性熱融解粉末が、前記被加熱芳香発生基材に均一に分散されていること」との構成は、本件特許に必須の構成である。

これに対し、本件発明における「被加熱芳香発生基材」には、熱融解物質を含有するとの限定がされておらず、熱融解物質を含有しない被加熱芳香発生基材を包含するものとなっている。このような被加熱芳香発生基材が熱融解物質を含有するとの限定のない発明は、原出願当初明細書に記載

された事項の範囲を超えるものである。

そのため、本件特許に係る分割出願が「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること」（特許法３６条６項１号）との要件を充たさず、本件特許の出願日は、その現実の出願日（令和６年１０月３日）となる。

イ　新規性欠如

本件特許の出願日には、既に被告製品が販売されて公然実施されていたから、被告製品が本件発明の技術的範囲に含まれるのであれば、本件発明は、公然実施品である被告製品によって、新規性を欠く。

また、本件特許の出願日には、原出願の公開特許公報が発行されていたところ、本件発明は原出願の公開特許公報に記載された発明を論理上その一部に包含しているから、同公報によっても新規性を欠く。

（原告の主張）

本件発明は、角柱状の被加熱芳香発生基材を集合させ、①位置ずれ隙間による一次凝集体流路、②積層体間隙間による二次凝集体流路及び③周辺隙間による基材－ラッピング部材気体流路を設けることにより、加熱して発生する揮発物を、喫煙者が安定した気流で吸引することができるようにするというものである。

これは【０１３０】の記載及び【図４】に基づいていることから、本件発明は原出願の出願当初の明細書等に記載された事項の範囲内であり、本件特許に分割要件違反はない。

⑺　争点２－２（明確性要件違反）について

（被告及び被告補助参加人の主張）

ア　構成要件Ｄの「角柱状の被加熱芳香発生基材を被加熱芳香発生基材ラッピング部材の長手方向に載置して巻き上げた」について

(ｱ)　「角柱状の被加熱芳香発生基材を被加熱芳香発生基材ラッピング部材

の長手方向に載置して巻き上げた」について、その文言上、タバコスティックの長手方向が被加熱芳香発生基材ラッピング部材の長手方向（長辺方向）と垂直に置かれるか並行に置かれるか、いずれの解釈も十分に成り立つのであり、明確ではない。また、原告の指摘する本件明細書の【図４】は被加熱芳香発生源の断面図であり、この図によっても、角柱状の被加熱芳香発生基材を載置する方向と、被加熱芳香発生基材ラッピング部材の長手方向との関係は不明である。

(ｲ) 上記⑷（被告及び被告補助参加人の主張）のとおり、「角柱状の被加熱芳香発生基材を被加熱芳香発生基材ラッピング部材の長手方向に載置して巻き上げた」との文言によれば、本件発明はプロダクト・バイ・プロセスクレームであるところ、本件発明の特徴を物の構造又は特性により直接特定することが不可能であるとか、実際的でないといった事情は一切ないから、本件特許の請求項については明確性要件違反がある。

イ　構成要件Ｅの「一次凝集体流路」「二次凝集体流路」「基材－ラッピング部材気体流路」「被加熱芳香発生基材が集合して形成された被加熱芳香発生基材凝集体」「被加熱芳香発生基材の位置ずれ」について

【０１３０】及び【図４】を見ても、「被加熱芳香発生基材１１２が集合する」とはどのような態様なのか、何をもって被加熱芳香発生基材凝集体といえるのか、「凝集体１１２Ａ内」が凝集体の「内部」といえるのか、被加熱芳香発生基材１１２の「位置ずれ」とは基材のどの部分が本来はどの位置であり、どのようにずれている態様なのか、その位置ずれが作る流路と凝集体間に生じる流路はどのように区別されるのかなど、全くもって不明である。

（原告の主張）

ア　構成要件Ｄの「角柱状の被加熱芳香発生基材を被加熱芳香発生基材ラッピング部材の長手方向に載置して巻き上げた」について

(ｱ)　「角柱状の被加熱芳香発生基材を被加熱芳香発生基材ラッピング部材の長手方向に載置して巻き上げた」について、そもそも【図４】に明示されていることから、誤解は生じようがない。

(ｲ)　上記⑷（原告の主張）アのとおり、「角柱状の被加熱芳香発生基材を被加熱芳香発生基材ラッピング部材の長手方向に載置して巻き上げた」はプロダクト・バイ・プロセスクレームに該当せず、構成要件Ｄは角柱状の被加熱芳香発生基材が被加熱芳香発生基材ラッピング部材に巻き上げられた構成が特定されているにすぎない。

イ　構成要件Ｅの「一次凝集体流路」「二次凝集体流路」「基材－ラッピング部材気体流路」「被加熱芳香発生基材が集合して形成された被加熱芳香発生基材凝集体」「被加熱芳香発生基材の位置ずれ」について

「一次凝集体流路」、「二次凝集体流路」、「基材－ラッピング部材気体流路」、「被加熱芳香発生基材が集合して形成された被加熱芳香発生基材凝集体」及び「被加熱芳香発生基材の位置ずれ」は、【図４】から明らかなとおり、被加熱芳香発生基材凝集体は同基材の面と面が接触して積層することで構成された塊を指しており、そのように理解すれば、「被加熱芳香発生基材凝集体」の意味は明確であり、「一次凝集体流路」、「二次凝集体流路」及び「基材－ラッピング部材気体流路」は問題なく特定でき、また、「被加熱芳香発生基材の位置ずれ」も、積層するときにずれが生じることによって得られる隙間を意味することは容易に理解することができる。

⑻　争点２－３（サポート要件違反）について

（被告及び被告補助参加人の主張）

ア　「被加熱芳香発生基材」について

上記⑹（被告及び被告補助参加人の主張）のとおり、本件発明では課題解決手段である「芳香源材、エアロゾルフォーマ、及び、熱融解物質を少なくとも含み、前記芳香源材が前記熱融解物質に混入された芳香性熱融解

粉末が、前記被加熱芳香発生基材に均一に分散されていること」との構成は、必須の構成である。他方、本件特許の請求項１は、「被加熱芳香発生基材」について、熱融解物質を含有するとの限定すらなく、熱融解物質を含有しない被加熱芳香発生基材を包含するものとなっており、このような被加熱芳香発生基材が熱融解物質を含有するとの限定のない特許請求の範囲に記載された発明は、「発明の詳細な説明に記載された発明で、その記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲」を超えるものである。

イ　「被加熱芳香発生基材が集合して形成された被加熱芳香発生基材凝集体の内部において前記被加熱芳香発生基材の位置ずれによる一次凝集体流路」について

上記⑺（被告及び被告補助参加人の主張）のとおり、何をもって被加熱芳香発生基材凝集体といえるのか、「凝集体１１２Ａ内」が凝集体の「内部」といえるのか不明であり、「被加熱芳香発生基材凝集体の内部」における一次凝集体流路」の開示がないといえることからすると、このような事項を含む特許請求の範囲に記載された発明は、「発明の詳細な説明に記載された発明」ですらない。

ウ　「一次凝集体流路」「二次凝集体流路」「基材－ラッピング部材気体流路」について

【０１３０】では「一次凝集体流路」「二次凝集体流路」「基材－ラッピング部材気体流路」が生成されるため、加熱して発生する揮発物は、これらの気体流路を通過して、喫煙者が安定した気流で芳香及び煙を吸引することができるなどと記載されているが、一次凝集体流路、二次凝集体流路、基材－ラッピング部材気体流路のそれぞれがいかなる機能によって「喫煙者が安定した気流で芳香及び煙を吸引することができる」との効果を生ぜしめるのか、全く分からない。

そのため、仮に、「喫煙者が安定した気流で芳香及び煙を吸引すること」なるものが本件発明の課題の一つであるとしても、一次凝集体流路、二次凝集体流路、基材－ラッピング部材気体流路のそれぞれがどのようにその課題を解決するのか、当業者は全く認識することができない。

（原告の主張）

ア　「被加熱芳香発生基材」について

上記⑹（原告の主張）のとおり、本件発明は、角柱状の被加熱芳香発生基材を集合させ、①位置ずれ隙間による一次凝集体流路、②積層体間隙間による二次凝集体流路及び③周辺隙間による基材－ラッピング部材気体流路を設けることにより、加熱して発生する揮発物を、喫煙者が安定した気流で吸引することができるようにするというものであり、被加熱芳香発生基材に熱融解物質が含まれていることが特定されていないとしても問題はない。

イ　「被加熱芳香発生基材が集合して形成された被加熱芳香発生基材凝集体の内部において前記被加熱芳香発生基材の位置ずれによる一次凝集体流路」について

上記⑺（原告の主張）イのとおり、「一次凝集体流路」、「二次凝集体流路」及び「基材－ラッピング部材気体流路」は【図４】に明示されている。

ウ　「一次凝集体流路」「二次凝集体流路」「基材－ラッピング部材気体流路」について

特許出願にかかる明細書等には、構成と効果が記載されていればよく、構成から効果が得られる科学的機序を詳細に記載することまでは求められていないことから、この点に係る被告及び被告補助参加人の主張は失当である。

なお、一次凝集体流路、二次凝集体流路、基材－ラッピング部材気体流路により、加熱して発生する揮発物を、喫煙者が安定した気流で吸引する

ことができる機序は【０１３０】に記載されている。

⑼　争点２－４（実施可能要件違反）について

（被告及び被告補助参加人の主張）

上記⑻（被告及び被告補助参加人の主張）のとおり、本件明細書の発明の詳細な記載からでは、当業者が本件発明の全範囲にわたって、どのようにすれば発明の課題を解決し、本件発明を実施することができるか不明である。

（原告の主張）

本件発明は、被加熱芳香発生源において、被加熱芳香発生基材の形状を工夫することで、隣接する基材と面どうしが接触して積層するように構成し、「被加熱芳香発生基材の位置ずれ」、「一次凝集体流路」、「二次凝集体流路」及び「基材－ラッピング部材気体流路」を設ける発明であり、本件明細書、特に【図４】を踏まえれば、過度な試行錯誤が必要だということもあり得ない。

したがって、本件発明に実施可能要件違反はない。

⑽　争点２－５（丙２０発明を主引例とする新規性・進歩性欠如）について

（被告及び補助参加人の主張）

ア　丙２０発明の構成

２ａ　エアロゾル形成基材（１１０）の長手方向に下流側のピースが着接され、筒状体である包装部材（１５０）に収納され、

２ｂ　下流側のピースは、支持要素（３００）、移送部材（１３０）、マウスピース（１４０）から構成され、エアロゾル形成基材（１１０）側から長手方向に支持要素（３００）、移送部材（１３０）、マウスピース（１４０）の順で配備され、

２ｃ　移送部材（１３０）とマウスピース（１４０）が筒状の巻物である包装部材（１５０）で巻装されて一体化され、

２ｄ　エアロゾル形成基材（１１０）は、角柱状の充填物（１１１）を包

摂部材（１５１）の長手方向に載置して巻き上げたものであり、エアロゾル形成基材（１１０）の長手方向の断面視において、気体流路が形成され、

２ｅ　前記気体流路は、充填物（１１１）が集合して形成された充填物（１１１）の凝集体の内部において充填物（１１１）の位置ずれによる一次凝集体流路、充填物（１１１）の凝集体間に生じる二次凝集体流路、充填物（１１１）と包摂部材（１５１）との空間である気体流路を有する、

２ｆ　ことを特徴とする、電子タバコカートリッジ。

イ　新規性欠如

丙２０発明の、エアロゾル形成基材（１１０）は本件発明の「被加熱芳香発生源」に、下流側のピースは本件発明の「マウスピース」に、包装部材（１５０）は本件発明の「被加熱芳香カートリッジ外装部材」及び「マウスピースラッピング部材」に、支持要素（３００）は本件発明の「支持部材」に、移送部材（１３０）は本件発明の「冷却部材」に、マウスピース（１４０）は本件発明の「フィルター部材」に、充填物（１１１）は本件発明の「被加熱芳香発生基材」に、包摂部材（１５１）は本件発明の「被加熱芳香発生基材ラッピング部材」に、充填物（１１１）と包摂部材（１５１）との空間である気体流路は本件発明の「基材ーラッピング部材気体流路」に、電子タバコカートリッジは本件発明の「被加熱芳香カートリッジ」にそれぞれ相当する

したがって、本件発明は、丙２０公報に記載された発明であり、新規性を欠く。

ウ　進歩性欠如

(ｱ) 相違点１

仮に構成要件Ａの「被加熱芳香カートリッジ外装部材」と構成要件Ｃ

の「マウスピースラッピング部材という複数の部材」が別個の部材であるというのが本件発明の要旨であるとすると、丙２０発明において、２ｃの「移送部材（１３０）とマウスピース（１４０）が筒状の巻物である包装部材（１５０）で巻装されて一体化され､」との構成は認定されず、かかる構成を有しないことが本件発明と相違する。

(ｲ) 丙２１発明を副引例とする進歩性欠如

丙２１発明は、喫煙品１の外装を構成するチッピングペーパー８とは別個の部材であるプラグラッパー５により、フィルター２を形成する複数の部材（フィルタープラグ３及び一体構造体４）が一体化される構成を有している。

そして、丙２０発明の支持要素（３００)、移送部材（１３０）及びマウスピース（１４０）と丙２１発明のフィルタープラグ３及び一体構造体４を備える喫煙品用フィルター２は、電子タバコのカートリッジのフィルターに関するものである点で技術分野が共通し、また、作用・機能が共通していることから、丙２０発明の移送部材（１３０）及びマウスピース（１４０）を一体化するに際し、丙２１発明の構成であるプラグラッパー５を適用しようとする動機付けは認められる。

したがって、当業者は、丙２０発明に丙２１発明を適用することで、相違点１に係る構成を容易に想到し得た。

(ｳ) 丙２５発明を副引例とする進歩性欠如

丙２５発明は、５つの要素（エアロゾル発生物品１、エアロゾル形成基体２、中空のセルロースアセテートチューブの形態の支持要素３、エアロゾル冷却要素４、マウスピースフィルター５、及びボール紙の管６）の外装を構成する紙巻きたばこ紙７とは別個の部材であるチッピングペーパー８により、複数の部材（エアロゾル冷却要素４及びマウスピースフィルター５）が一体化される構成、すなわち上記のいわゆる相違点に

係る構成を有している。

そして、丙２０発明の支持要素（３００）、移送部材（１３０）及びマウスピース（１４０）と丙２５発明の支持要素３、エアロゾル冷却要素４及びマウスピースフィルター５を備えるセグメントは、電子タバコのカートリッジのフィルターに関するものである点で技術分野が共通し、また、作用・機能が共通していることから、丙２０発明の包装部材（１５０）に代えて、丙２５公報に記載された紙巻きたばこ紙７及びチッピングペーパー８を適用しようとする動機付けは認められる。

したがって、当業者は、丙２０発明に丙２５発明を適用することで、相違点１に係る構成を容易に想到し得た。

（原告の主張）

ア　丙２０発明の構成

丙２０発明の構成のうち２ｅは否認し、その余は認める。

丙２０公報の図３には角柱状の多数の充填物１１１が記載されているところ、これらは断面が正方形であり長方形ではない。したがって、充填物１１１は平たい形状ではなく、積層もしないため、「凝集体」を形成し得ない。「凝集体」を形成し得ない以上、「位置ずれ」という概念も生ぜず、「一次凝集体流路」、「二次凝集体流路」及び「基材－ラッピング部材気体流路」を特定することはできない。

イ　相違点

(ｱ)　上記アのとおり、丙２０発明は、構成要件Ｅの構成がない点で本件発明と相違する。

(ｲ) 丙２０発明は、本件発明と相違点１において相違する。

ウ　容易想到性

(ｱ) 丙２１発明について

丙２１発明には本件発明の冷却部材に対応する構成が存在せず、プラ

グラッパー５はフィルターしか巻装していないことから、丙２０発明に丙２１発明を組み合わせたとしても、構成要件Ｃの相違点を埋めることはできない。

(ｲ) 丙２５発明について

丙２５発明は、チッピングペーパーを用いて「二倍長」のエアロゾル発生部品を形成し、これを二つに切り離して「一倍長」の製品とするという、極めて特殊な製造方法に関するものであるのに対し、丙２０発明は、最初から「一倍長」の製品となるように個々の要素（エアロゾル形成基体１１０、支持要素３００、冷却部材１３０、マウスピース１４０）を並べて包装部材で巻き上げる製造方法に関するものである。このような丙２０発明において、チッピングペーパーを使用する理由も必要もないことから、丙２０発明に丙２５発明を適用する動機付けは存在しない。

エ　上記のとおり、本件発明は、丙２０発明に基づき新規性を欠くものではなく、また、当業者が容易に発明することができるものではないから、進歩性を欠くものでもない。

⑾　争点３（訂正の再抗弁の成否）について

（原告の主張）

本件訂正発明は、本件発明に構成要件Ｇを追加したものである。

そして、被告製品のフロントシールは被告製品の「マウスピース」と反対側の端部に位置し、蓋をするものであるから「カバー」である。

よって、被告製品は構成要件Ｇを充足する。

（被告及び被告補助参加人の主張）

上記⑵（被告及び補助参加人の主張）のとおり、エアフローチャンバーは支持部材に該当しないことからフロントシールが支持部材とは反対の端部に備えられているとはいえない。

また、【００８３】からすれば、本件発明の被加熱芳香カートリッジは、被

加熱芳香発生源内に加熱式喫煙具の熱源を挿入して喫煙を行う、いわゆるブレード加熱式デバイスを前提としており、「カバー」はブレード加熱式デバイスの加熱式喫煙具の熱源が貫入される部材であるところ、被告製品はブレード加熱式デバイスを利用するカートリッジではなく、フロントシールは、そのような熱源が貫入されることを何ら想定しておらず、本件発明の「カバー」には該当しない。

よって、被告製品は構成要件Ｇを充足しない。

⑿　争点４（本件訂正発明に係る無効の再々抗弁の成否）について

（被告及び補助参加人の主張）

丙２０発明は以下の構成を備えている。

２ｇ　エアロゾル形成基材（１１０）に対して支持要素（３００）とは反対側の端部に蓋（１７０）を備え、

そして、丙２０発明の蓋（１７０）は、本件訂正発明の「カバー」に相当する

したがって、本件訂正発明は、丙２０公報に記載された発明であり、新規性を欠く。

（原告の主張）

争う。

⒀　争点５（損害の発生及びその額）について

（原告の主張）

ア　特許法１０２条２項に基づく損害　１億円

被告は、被告製品を販売することにより、少なくとも１億円の利益を受けている。

したがって、原告が受けた損害は、少なくとも１億円を下らないと推定される。

イ　弁護士費用相当額　１０００万円

ウ　消費税　８８０万円

（被告の主張）

否認ないし争う。

第３　当裁判所の判断

１　本件明細書の記載事項等

本件明細書には、以下の記載がある（図面は別紙図面目録を参照）。

⑴　技術分野

【０００１】

本発明は、火炎ではなく、ヒーター等の熱源によって伝達された熱によってエアロゾル及び芳香を発生する、少なくとも、芳香源材、エアロゾルフォーマ、及び、熱融解物質を含有する不均質な被加熱芳香発生基材、その基材を用いた被加熱芳香発生源、その発生源を備えた被加熱芳香カートリッジ、並びに、その基材の製造方法に関する。特に、熱源によって融解し易く、エアロゾル及び芳香の発生が促進されると共に、強靭性が高く、成形加工性に優れている被加熱芳香発生基材、その基材を用いた被加熱芳香発生源、その発生源を備えた被加熱芳香カートリッジ、及び、その基材の製造方法に関する。

【０００２】

従来、上記「被加熱芳香発生基材」は、「エアロゾル形成基材」と呼称されることが多かったが、加熱することによって、エアロゾルを形成するエアロゾルフォーマと共に、芳香植物等の芳香源材や芳香剤の香り成分も揮発され、エアロゾルの煙と芳香源材や芳香剤の香りを喫煙によって楽しむことから、本発明においては、「被加熱芳香発生基材」と呼称する。これに基づき、エアロゾル形成基材が充填された「エアロゾル形成体」、及び、エアロゾル形成体を備えた「電子タバコカートリッジ」を、それぞれ、「被加熱芳香発生源」、及び、「被加熱芳香カートリッジ」と呼称する。

⑵　背景技術

【００１０】

被加熱芳香発生基材の必須成分であるエアロゾルフォーマは、グリセリンやプロピレングリコール等の液体であるため、タバコ植物及び非タバコ植物と混合しても保持されるように、安全性の高い結合剤が用いられている。代表的なものとしては、多糖類系天然高分子やセルロース系天然高分子をあげることができる。更に、これらの結束力を高め、柱状の被加熱芳香発生基材に成形加工できるように、セルロース繊維が加えられる場合もある。

【００１２】

芳香成分を補うための芳香剤、例えば、清涼化剤やニコチン等が用いられる場合には、これらが喫煙に最適な温度に達するまで放出されることなく安定して保持されるために、収着剤として機能する架橋ポリビニルピロリドンやシクロデキストリン等が含有される場合もある。

【００１３】

このように、加熱式喫煙における被加熱芳香カートリッジに備えられる被加熱芳香発生源を形成する被加熱芳香発生基材には、煙成分となるエアロゾルフォーマ、並びに、芳香成分となるタバコ植物、非タバコ植物、及び、芳香剤以外の、結合剤、成形剤、及び、収着剤等、加熱による煙成分及び芳香成分の発生及び揮発を阻害する材料を数多く使用しなければならず、喫煙者が十分に楽しむことができる煙と芳香を発生させることは容易ではない。

⑶　発明が解決しようとする課題

【００１３】

このように、加熱式喫煙における被加熱芳香カートリッジに備えられる被加熱芳香発生源を形成する被加熱芳香発生基材には、煙成分となるエアロゾルフォーマ、並びに、芳香成分となるタバコ植物、非タバコ植物、及び、芳香剤以外の、結合剤、成形剤、及び、収着剤等、加熱による煙成分及び芳香

成分の発生及び揮発を阻害する材料を数多く使用しなければならず、喫煙者が十分に楽しむことができる煙と芳香を発生させることは容易ではない。

【００１６】

背景技術に述べたように、少なくとも被加熱芳香発生源とマウスピースとが連結された、紙巻きタバコに相当する被加熱芳香カートリッジと加熱式喫煙具を用い、被加熱芳香発生源を加熱式喫煙具の熱源に装着して行う喫煙は、ニコチン等の有害物質の吸引が少なく、健康的ではある。しかし、被加熱芳香発生源を形成する被加熱芳香発生基材には、煙成分となるエアロゾルフォーマ、並びに、芳香成分となるタバコ植物、非タバコ植物、及び、芳香剤を含んでいるが、結合剤、成形剤、収着剤等、加熱による煙成分及び芳香成分の発生及び揮発を阻害する材料を数多く使用しなければならず、喫煙者が十分に楽しむことができる煙と芳香を発生させることが難しいという問題がある。

【００１７】

そこで、本発明は、加熱式喫煙具の熱源によって、煙成分となるエアロゾルフォーマ、並びに、芳香成分となるタバコ植物や非タバコ植物等の芳香源材及び芳香剤から、これらの揮発物が十分に発生し、喫煙者が煙及び芳香を満足して楽しむことができる被加熱芳香発生基材、その基材を用いた被加熱芳香発生源、その発生源を備えた被加熱芳香カートリッジ、及び、その基材の製造方法を提供することを目的としている。

⑷　課題を解決するための手段

【００１８】

本発明者は、被加熱芳香カートリッジに備えられる被加熱芳香発生源を形成する被加熱芳香発生基材を、芳香源材及び／又は芳香剤を含む熱融解物質、つまり、芳香性熱融解粉末を均一に分散させた相分離構造とすると、次のような仮説により芳香成分及び煙成分の揮発量を高めることができるものと考

えた。

【００２１】

このような仮説に基づいて、被加熱芳香発生基材を構成する材料、製造方法等、種々検討した結果、芳香源材、エアロゾルフォーマ、及び、熱融解物質を少なくとも含み、芳香源材及び／又は芳香剤が熱融解物質に混入された芳香性熱融解粉末を被加熱芳香発生基材に分散した不均質な構造である被加熱芳香発生基材を巻装した被加熱芳香発生源を備えた被加熱芳香カートリッジは、一般的な加熱式喫煙具を用いた喫煙おいて、熱融解物質を除く組成が従来品と同じ組成であっても、芳香及び煙を十分に満喫することができることが実証されると共に、被加熱芳香発生基材の不均質な構造を安定に保持することを確認し、本発明の完成に至った。

【００２２】

すなわち、本発明は、加熱式喫煙具に装着され、加熱及び吸引されてエアロゾル及び芳香を生じる被加熱芳香カートリッジの被加熱芳香発生源を形成する被加熱芳香発生基材であって、芳香源材、エアロゾルフォーマ、及び、熱融解物質を少なくとも含み、芳香源材が熱融解物質に混入された芳香性熱融解粉末が、被加熱芳香発生基材に均一に分散されていることを特徴とする被加熱芳香発生基材である。

【００６５】

まず、被加熱芳香発生基材を用いて形成した被加熱芳香発生源について説明する。被加熱芳香発生源は、少なくともこの被加熱芳香発生基材の集合体であればよいが、被加熱芳香発生源に針状の熱源が刺さり易く、吸引する気体の流路が確保されるように形成されている必要がある。そのため、本発明の被加熱芳香発生源は、被加熱芳香発生基材を成形加工した柱状物を、その側面で接触するように包装材に充填、巻装されていることを特徴としている。その形状は、円柱状、角柱状、粒状、鱗片状等、特に限定されないが、円柱

状であることが、上記被加熱芳香発生源に要求される機能を満足する上で好ましく、角柱状であることがより好ましい。そして、円柱状体又は角柱状体の側面で接触する集合体であることが更に好ましい。このことによって、被加熱芳香体を着脱するにあたって、被加熱芳香発生基材が脱落することなく、被加熱芳香発生源に熱源が容易に刺さり、煙成分及び芳香成分の流れる方向に気体流路が確保され、心地よい喫煙が可能となる。

【００６６】

被加熱芳香カートリッジを構設することを考慮すると、上記被加熱芳香発生基材の集合体が筒状の巻物である被加熱芳香発生基材ラッピング部材によって巻装されている被加熱芳香発生源は、取り扱い易く好ましい。また、この被加熱芳香発生源は、被加熱芳香発生源からの被加熱芳香発生基材、被加熱芳香発生基材の崩落物、及び、崩落物が生成する粉塵の脱落及び飛散を防止する上でも好ましい。特に、円柱状又は角柱状被加熱芳香発生基材の側面で接触する集合体が、被加熱芳香発生基材ラッピング部材で巻装されている被加熱芳香発生源であれば、熱源が挿入され易く、気体流路が確保でき、より好ましい。

⑸　発明を実施するための形態

【０１３０】

また、被加熱芳香発生源１１０の内部構造を、被加熱芳香発生基材１１２が被加熱芳香発生基材ラッピング部材１１１上の長手方向に載置されて巻き上げられ、被加熱芳香発生基材集合体１１２１が被加熱芳香発生基材ラッピング部材１１１で巻装された被加熱芳香発生源１１０を例に挙げて説明する。図４に、その断面の概略模式図を示す。被加熱芳香発生基材１１２が集合すると、被加熱芳香発生基材凝集体１１２Ａが多数形成されることによって、その凝集体１１２Ａ内に被加熱芳香発生基材１１２の位置ずれが作る一次凝集体流路１１２Ｂ、凝集体１１２Ａ間に生じる二次凝集体流路１１２Ｃ、及

び、被加熱芳香発生基材１１２と被加熱芳香発生基材ラッピング部材１１１との空間である基材－ラッピング部材気体流路１１２Ｄ等の気体流路が生成されるため、加熱して発生する揮発物は、これらの気体流路を通過して、喫煙者が安定した気流で芳香及び煙を吸引することができる。後述する本発明の被加熱芳香カートリッジの被加熱芳香発生源は、全て、これに類似した内部構造を形成している。角柱状に細断された被加熱芳香発生源１１１が、所定数束ねられた状態で被加熱芳香発生源１１０を形成しているので、加熱して発生する揮発物を、喫煙者が安定した気流で吸引することができる。

【０１４０】

被加熱芳香発生源１１０を構成する被加熱芳香発生基材１１２の形状も、シート状、円柱状、角柱状、粒状、鱗片状等、特に限定されないが、芳香及び煙の流路を確保する観点から円柱状又は角柱状が好ましい。本実施形態では、例えば、図４の、被加熱芳香発生基材１１２の集合体１１２１が被加熱芳香発生基材ラッピング部材１１１で巻装された被加熱芳香発生源１１０の断面模式図に例示しているように、四角柱の被加熱芳香発生基材１１２を用いている。図から明らかなように、被加熱芳香発生基材１１２の集合体１１２１は、被加熱芳香発生基材凝集体１１２Ａが多数形成されることによって、その凝集体１１２Ａ内に被加熱芳香発生基材１１２の位置ずれが作る一次凝集体流路１１２Ｂ、凝集体１１２Ａ間に生じる二次凝集体流路１１２Ｃ、及び、被加熱芳香発生基材１１２と被加熱芳香発生基材ラッピング部材１１１との空間である基材－ラッピング部材気体流路１１２Ｄ等の気体流路が生成されるため、加熱して発生する揮発物は、これらの気体流路を通過して、喫煙者が安定した気流で芳香及び煙を吸引することができる。このような気体流路は、シート状、円柱状、角柱状、粒状、及び、鱗片状等であっても同様に形成される。

２　争点２－２（明確性要件違反）について

事案に鑑み、争点２－２について判断する。

⑴　特許法３６条６項２号は、特許請求の範囲の記載に関し、特許を受けようとする発明が明確でなければならない旨規定する。同号がこのように規定した趣旨は、仮に、特許請求の範囲に記載された発明が明確でない場合には、特許が付与された発明の技術的範囲が不明確となり、第三者の利益が不当に害されることがあり得るので、そのような不都合な結果を防止することにある。そして、特許を受けようとする発明が明確であるか否かは、特許請求の範囲の記載だけではなく、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるか否かという観点から判断されるべきである。

⑵　構成要件Ｅの「一次凝集体流路」、「二次凝集体流路」、「基材ーラッピング部材気体流路」、「被加熱芳香発生基材が集合して形成された被加熱芳香発生基材凝集体」及び「被加熱芳香発生基材の位置ずれ」について

特許請求の範囲における「被加熱芳香発生基材が集合して形成された被加熱芳香発生基材凝集体」との記載によれば、本件発明における「一次凝集体流路」は、少なくとも被加熱芳香発生基材が集合して形成されたもの（被加熱芳香発生基材凝集体）の内部にある空間を、「二次凝集体流路」は、被加熱芳香発生基材凝集体の間にある空間を指すものであることは理解することができるものの、当該被加熱芳香発生基材の集合ないし被加熱芳香発生基材凝集体の意味内容については、特許請求の範囲の記載からは明らかでない。

本件明細書には、被加熱芳香発生基材凝集体に係る記載として、【０１３０】、【０１４０】及び【図４】が認められるところ、【図４】の１１２Ａが被加熱芳香発生基材凝集体であり、その内容からすると被加熱芳香発生基材凝集体は被加熱芳香発生基材の面と面が接触して積層することで構成されたものとされており、原告は同様の理解を前提として、「一次凝集体流路」、「二次

凝集体流路」、「基材－ラッピング部材気体流路」、「被加熱芳香発生基材が集合して形成された被加熱芳香発生基材凝集体」及び「被加熱芳香発生基材の位置ずれ」の意味は明確である旨主張する。

しかしながら、１１２Ａを特定する破線は、積層されている被加熱芳香発生基材の外側の空間を含むように定められており、このような１１２Ａを特定する破線がいかなる概念の下で定められているのかは、本件明細書の記載をもってしても明らかではなく、そのため、被加熱芳香発生基材凝集体における内部と外部の区別の基準や「一次凝集体流路」及び「二次凝集体流路」を区別する基準も明らかではない。

また、【図４】によれば、被加熱芳香発生基材の位置ずれによる隙間と凝集体間に生じる隙間とは二者択一の関係にあるものではなく、一つの隙間が位置ずれによるものと凝集体間に生じるものの両者を包含する場合のあることが認められるのであって、このような「一次凝集体流路」と「二次凝集体流路」の関係からすれば、実際の製品において当該隙間のどの部分がいずれの「凝集体流路」に当たるのか明確に区別することは困難といわざるを得ず、「角柱状の被加熱芳香発生基材」（構成要件Ｄ）が集合して形成された被加熱芳香発生基材凝集体の内部における「一次凝集体流路」、「二次凝集体流路」及び「基材－ラッピング部材気体流路」の特定は困難であるし、そうである以上、「被加熱芳香発生基材凝集体」の意味もまた明確であるとはいえない。

そうすると、本件明細書の記載をもって、本件発明が規定する「一次凝集体流路」、「二次凝集体流路」及び「被加熱芳香発生基材が集合して形成された被加熱芳香発生基材凝集体」の意味内容、ひいては「基材－ラッピング部材気体流路」及び「被加熱芳香発生基材の位置ずれ」の意味内容を理解することはできない。

⑶　以上によれば、本件明細書の記載や当業者の本件特許の原出願日の技術常識を基礎として、「一次凝集体流路」「二次凝集体流路」「基材－ラッピング部

材気体流路」「被加熱芳香発生基材が集合して形成された被加熱芳香発生基材凝集体」「被加熱芳香発生基材の位置ずれ」の技術的範囲について当業者が理解することはできないことから、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるというべきである。

⑷　なお、原告は、被告による無効の抗弁に対し、訂正の再抗弁（争点３）を主張する。

しかし、本件訂正発明は、本件発明に構成要件Ｇとして「被加熱芳香発生源に対して支持部材とは反対側の端部にカバーを備えること」を付加するにとどまり、構成要件Ｅの記載は本件発明と同一であるところ、構成要件Ｇの上記記載内容に照らせば、これが構成要件Ｅにおける「一次凝集体流路」、「二次凝集体流路」、「基材－ラッピング部材気体流路」、「被加熱芳香発生基材が集合して形成された被加熱芳香発生基材凝集体」及び「被加熱芳香発生基材の位置ずれ」についての記載内容を明確にするものであると言えないことは明らかである。そうすると、上記訂正の再抗弁（争点３）に係る主張は、明確性要件違反に係る無効の抗弁との関係で再抗弁に当たるものではないから、上記⑶の判断を左右するものではない。

３　小括

以上によれば、本件発明は明確性要件違反であり、特許無効審判により無効にされるべきものであるから（特許法１２３条１項４号、３６条６項２号）、原告は、被告に対し、本件特許権を行使することができない（特許法１０４条の３第１項）。

第４　結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第２９部

裁判長裁判官

澁　谷　勝　海

裁判官

本　井　修　平

裁判官

浅　川　浩　輝

（別紙）

被告製品目録

フィリップ・モリス・ジャパン社製の以下の銘柄のたばこスティック

１　「ＴＥＲＥＡ　ｆｏｒ　ＩＱＯＳ　ＩＬＵＭＡ」

（１）　レギュラー

（２）　ハイブリッド　パール　グリーン　フルーツ

（３）　ハイブリッド　パール　スムース　ミント

（４）　サン　パール

（５）　オアシス　パール

（６）　リッチ　レギュラー

（７）　スムース　レギュラー

（８）　バランスド　レギュラー

（９）　ウォーム　レギュラー

（１０）　ルビー　レギュラー

（１１）　ブラック　メンソール

（１２）　メンソール

（１３）　ミント

（１４）　ブラック　パープル　メンソール

（１５）　パープル　メンソール

（１６）　フュージョン　メンソール

（１７）　ブラック　ルビー　メンソール

（１８）　ブラック　イエロー　メンソール

（１９）　イエロー　メンソール

（２０）　トロピカル　メンソール

（２１）　ブライト　メンソール

（２２）　ブラック　サンシャイン　メンソール

（２３）　リビエラ　パール

２　「ＳＥＮＴＩＡ　ｆｏｒ　ＩＱＯＳ　ＩＬＵＭＡ」

（１）　　フレッシュ　コーラル

（２）　　ジューシー　レッド

（３）　　ディープ　ブロンズ

（４）　　ピュア　ティーク

（５）　　バランスド　ゴールド

（６）　　バランスド　イエロー

（７）　　スムース　ゴールド

（８）　　クリア　シルバー

（９）　　アイシー　ブラック

（１０）　フロスト　グリーン

（１１）　クール　ジェイド

（１２）　フレッシュ　エメラルド

（１３）　アイシー　パープル

（１４）　フレッシュ　パープル

（１５）　シトラス　グリーン

（１６）　トロピカル　イエロー

以上

（別紙）

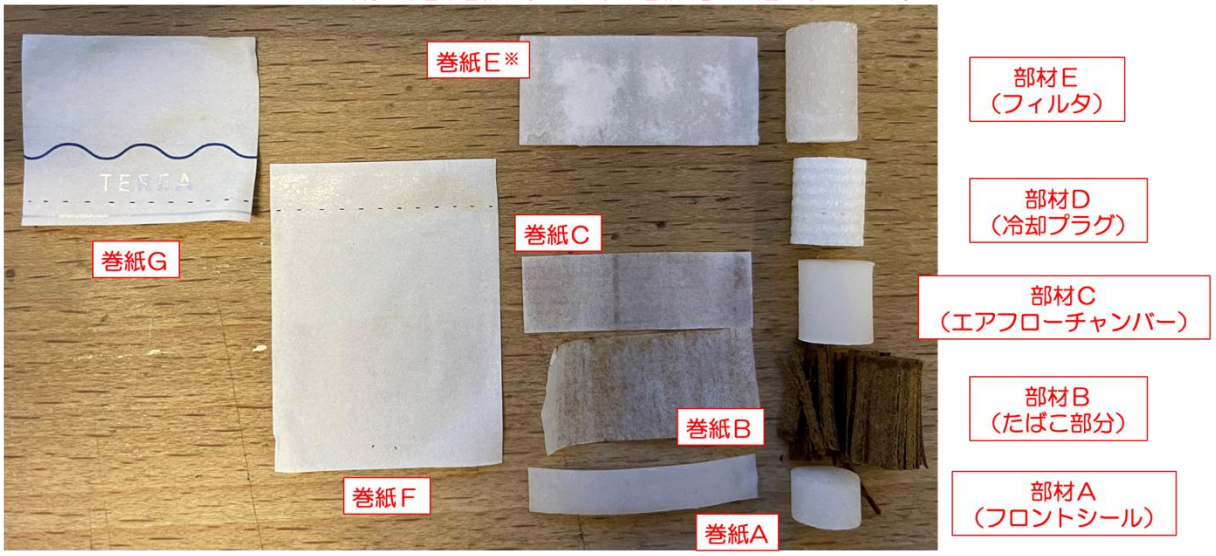
写真目録

1



2

※　部材Ｄを包む巻紙はないため、「巻紙Ｄ」は欠番となっている。



3

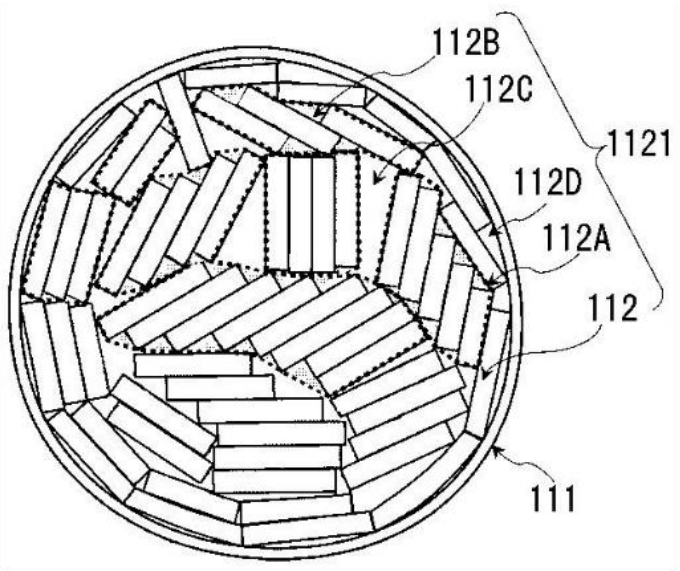


以上

（別紙）

図面目録

【図４】



以上